

田母神俊雄前航空幕僚長の「論文」問題に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年十一月十日

参議院議長 江田五月殿

喜納昌吉

田母神俊雄前航空幕僚長の「論文」問題に関する質問主意書

田母神前空幕長は執筆したお粗末な「論文」で、政府見解に真っ向から挑戦するよう、戦前の日本政府および日本軍による侵略戦争行為や植民地支配を正当化し、このほど更迭された。生活苦にさいなまれている多くの有権者国民の感情としては、前空幕長が六千万円と伝えられる高額の退職金を与えられることに納得していない。ついては以下、質問する。

一 自衛隊高官による政府見解を否定する言動が懲戒免職に相当するか否かで問題となつたことは、前例がないという。ならば、今回の田母神問題を教訓として、政府見解に反したり否定したりする言動を公に行なつた尉官以上の幹部自衛官を即刻、懲戒免職にすることを直ちに決定すべきである。これについて政府の立場を明らかにされたい。

二 防衛大学校が幹部自衛官候補生にどのような戦前・戦後史教育をしているのか、資料を明示し、明らかにされたい。

三 今回の田母神問題で、防衛大学校や自衛隊内の教育が間違っていたことが明確になつた。深くメスを入れ、科目、内容、教員らを大幅に変えることが不可欠だ。これについて早急な改革を求める。政府の立場

を明らかにせよ。

右質問する。